

7月29日(日)は参議院議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)



投票は「秋田県選出議員選挙」(黄色の投票用紙)と「比例代表選出議員選挙」(白色の投票用紙)の2つです

秋田市で投票できるかた... 昭和62年7月30日以前に生まれ、平成19年4月11日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(6月30日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所の投票所で投票)

秋田市へ転入されたかた... 平成19年4月12日以降に、他の市区町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市区町村で投票することになります。

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票(7月28日まで)をすることもできますので、前に住んでいた市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

お仕事やドライブの途中に 期日前投票

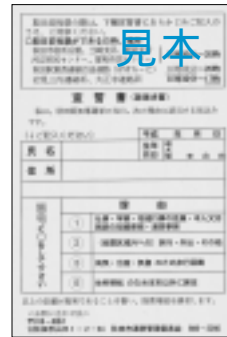
公示は7月12日(木)で、期日前投票は、市役所分館だけが13日(金)から、その他の会場は21日(土)からとなります

市役所分館 7月13日(金)から7月28日(土)まで

その他の会場 7月21日(土)から7月28日(土)まで

| 期日前投票所 | 投票時間 |
|---|--------------|
| 市役所分館4階 | 午前8時30分～午後8時 |
| 土崎支所 河辺市民センター 雄和市民センター | 午前8時30分～午後7時 |
| 岩見三内連絡所 大正寺連絡所 | 午前8時30分～午後5時 |
| 秋田駅西口2階ぼほろ～ど イオン秋田ショッピングセンター ナイス新屋店 | 午前10時～午後8時 |

*今回、新屋地区の期日前投票所は、「新屋支所」から「ナイス新屋店」に変わっています



入場券(裏面)

入場券裏面に書いてくれば受付が簡単!

投票所入場券の裏面に、期日前投票の「宣誓書」を印刷しています。あらかじめ記入してお持ちいただければ、受け付けが簡単に済みます。

こんなときは不在者投票...「入院中」「選挙の日は出張」「障害などのため、郵送で投票したい」など、投票所に行くことができない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局tel(866)2260

消費生活

今月の注意報!

『契約を中途解約したい!』

エステティックや語学教室など、契約期間が長いサービスの中途解約に関する相談が増えています。



「無料体験あり」「必ずきれいになる」という言葉にのせられ、エステの長期契約をした。数回サービスを受けたが効果が表れないので、今から解約したいのですが...



外国語のレッスンを受けようとクレジット契約。家庭の事情で続けられなくなり解約を申し出たが、契約時のレッスン単価より割高な単価で精算され、納得できない。

法律では、エステティックサロン・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの契約は「特定継続的役務」として定められています。この特定継続的役務で、契約期間が2か月(エステは1か月)、金額が5万円を超える契約は、理由を問わず中途解約ができます。また、事業者が請求できる解約料の上限も決められています。

- 契約の際は次のことに十分注意しましょう。
- ・契約書の「解約の条件」をよく確認しましょう
 - ・前払いの長期契約は特に慎重に!
 - ・誇大広告や誘い文句にだまされない

消費生活相談は



秋田市消費者センター
tel(866)2016

乳幼児、障害児・者、ひとり親家庭などの 福祉医療費受給者証

問い合わせ

障害福祉課 医療福祉室
tel(866)2513 ファクス(863)6362

新しい受給者証を7月中に送付します

平成19年7月31日が有効期限の福祉医療費受給者証は、8月1日付けで更新となります。6月にお送りした更新申請書を提出したかたに、7月中に判定結果をお知らせし、該当するかたに新しい受給者証を送付します。申請書の提出がないと新しい受給者証は交付されませんので、まだ提出していないかたは早めに提出してください。

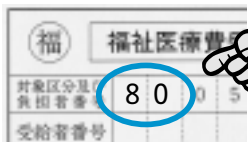
新規申し込みの受付は7月9日から

右表に該当するかたは、申請により受給者証が交付されます。今まで申請していなかったかたや、18年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は交付される場合があります。詳しくは障害福祉課医療福祉室にお問い合わせください。新規申請の受け付けは7月9日(月)からです。

診療を受けるとき、この受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

ご注意ください!

平成17年7月生まれのお子さんで、18年度に所得制限を超えていたかた(左の部分が「80」のかた)は、更新対象になります。あらためて申請が必要です。



| 対象者 | 該当要件 | |
|--|---|---|
| 乳幼児 | 0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) | 全員に入院・通院の医療費を助成します 所得確認があります |
| | 0・1歳児 | 全員に入院・通院の医療費を助成します 所得確認があります |
| | 2歳以上児 | 通院…所得制限があります 入院…全員に助成します * 所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認あり) |
| 下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母のいない家庭 ・父か母が1級～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで | ・所得制限があります ・社会保険本人(※)は該当しません |
| 重度心身障害児・者 | 身体障害者手帳(1級～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた | 社会保険本人(※)は所得制限があります |
| 高齢身体障害者 | 65歳以上で、身体障害者手帳(4級～6級)をお持ちのかた | ・所得制限があります ・社会保険本人(※)は該当しません |

ここでいう「社会保険本人」とは、国民健康保険(市町村国民健康保険と国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

2歳以上児の通院の所得制限

「平成19年度総所得額」(平成18年中の所得。右欄参照)から、社会保険料控除一律8万円、医療費控除、雑損控除額等を控除した額を右表と比べ、基準額を超える場合は該当しません。また、父母の所得は合算せず、所得者一人ずつの所得額で判断します。2歳以上児以外の所得制限については、お問い合わせください。

| 扶養人数 | 所得基準額 |
|------|---------|
| 0人 | 267万2千円 |
| 1人 | 305万2千円 |
| 2人 | 343万2千円 |
| 3人 | 381万2千円 |

* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。



「平成19年度総所得額」の確認は税金の通知書で

サラリーマンで、市・県民税を給料から引かれていたかた

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

上記以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得(+)」欄の

日本脳炎の予防接種

日本脳炎は、ウイルスを保有している蚊に刺されることで感染、発症します。市では現在、積極的に接種を勧めていませんが、定期予防接種の該当年齢のお子さんで、日本脳炎に感染するおそれのある地域に行くなどの理由により保護者が希望する場合は、無料で接種できます。なお、あらかじめ市内の委託医療機関で医師に相談するようにしましょう。接種については、厚生労働省のホームページも参考にしてください。

該当年齢 第1期 = 生後6か月から7歳6か月未満まで
第2期 = 9歳から13歳未満まで

「日本脳炎ワクチン接種に係るQ & A」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>

問い合わせ 市保健所健康管理課tel(883)1179



子育てで悩んだら...

子ども未来センターにご相談ください

子育ての相談のほか、夫婦関係、人間関係、DV(ドメスティックバイオレンス)、児童虐待などの相談にも応じています。無料。面接相談は予約が必要です。お気軽にどうぞ。

相談時間

午前9時～午後6時(日曜を除く)

相談電話はtel(887)5339